

## 特定施設（騒音・振動）の届出について

### (1) 特定施設（騒音規制法・振動規制法）の届出について

必要な届出の概要は以下の表のとおりです。

届出の種類	届出義務者	遵守事項
(様式第1) 特定施設設置届出書	指定地域において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者	特定施設の設置の工事開始の日の30日前まで
(様式第2) 特定施設使用届出書	新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していた者 既に指定地域とされていたが、新たに特定施設の追加指定が行われた結果、初めて特定工場等の設置者になった者	地域指定となった日又は特定施設となった日から30日以内
(様式第3) (騒音) 特定施設の種類ごとの数変更届出書	特定施設の種類ごとの数の変更をしようとするとき ただし、数を減少する場合及び2倍までの特定施設の数の増加については、届出は必要ない	特定施設の変更に係る 工事開始の30日前まで
(様式第3) (振動) 特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届出書	特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合については、届出は必要ない 届出ている特定施設の使用開始から終了までの時刻内での変更の場合については、届出の必要はない。	
(様式第4) 騒音・振動の防止の方法 の変更届	騒音・振動の防止の方法を変更しようとするとき ただし、騒音・振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない	騒音・振動の防止の変更に係る工事開始の30日まで
(様式第6) 氏名等変更届出書	届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつたとき ただし、工場等の移転の場合は廃止、新設扱いとする	変更があつた日から30日以内
(様式第7) 特定施設使用全廃届出書	特定施設すべての使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
(様式第8) 承継届出書	特定施設を譲り受け、又は借り受けた者 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があつたとき	承継があつた日から30日以内

○正副2部（添付書類を含む）届け出てください。

○特定施設に係る届出に添付する書類は以下のとおりです。

ア 特定工場・事業場及びその付近の見取図

イ 特定施設の配置図

ウ 騒音防止・振動防止の方法

エ 設置施設のカatalog（定格出力等のわかるもの）など

○届出書を騒音、振動とも同時に届け出る場合、添付する書類が同一であるときは、振動に関する届出書にその旨を付記し、添付書類を省略することができます。

(2) 必要な届出について

<特定施設設置届出書> **【騒音・振動共通】**

規制地域内において、工場・事業所に新規に特定施設を設置する場合に必要な届出です。ただし、設置届又は使用届を届出済みであって、従来設置してなかった設備を新設する場合には、種類ごとの数変更届が必要になります。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。

<特定施設使用届出書> **【騒音・振動共通】**

規制地域が変更され、規制区域内になったために該当する特定施設や、法律や条例の改正により新たに特定施設に追加された場合に必要な届出です。

<特定施設の種類ごとの数変更届出書> **【騒音】**

既に設置届又は使用届を提出しており、従来設置していなかった特定施設を新設する場合や、届出済の特定施設の種類ごとの数を2倍を超えて変更する場合に必要な届出です。

ただし、以下に該当する場合は届出不要です。

○種類ごとの数を減少する場合

○種類ごとの数を2倍以内の数に増加する場合

《例：設置届時 圧縮機3基 → 圧縮機3基増設（合計6基） → 圧縮機1基増設（合計7基）》

届出不要

合計7基になり当初の届出の2倍を超えるため届出必要

○特定施設の更新

○特定施設の大型化

<特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書> **【振動】**

特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合、発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要です。

<特定施設の使用の方法変更届出書> **【振動】**

届出ている特定施設の使用開始から終了までの時刻内での変更の場合は届出不要です。

<騒音・振動の防止方法の変更届出書> **【騒音・振動共通】**

別紙様式のとおりです。

<氏名等変更届出書> **【騒音・振動共通】**

住居表示による変更、氏名又は名称、並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更する場合は届出が必要となります。移転による住所変更は特定施設使用全廃届出書を提出していただき、移転先が規制区域内の場合は、新たに特定施設設置届出書を届け出ることが法律により義務付けられています。

<特定施設全廃届出書> **【騒音・振動共通】**

特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止した場合に必要な届出です。

<承継届出書> **【騒音・振動共通】**

特定工場等の特定施設の相続、合併又は分割があったとき必要な届出です。

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音特定関係特定施設について

鳥取県公害防止条例第46条の規定により以下の施設について各種届出が必要となります。

クーリングタワー(送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)

※米子市ホームページトップに申請書へのリンクがあります。

電子サービス>申請書ダウンロード>工事などの届出

**騒音規制法施行令 別表第一 (第一条関係)**

一 金属加工機械

イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)

ヘ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)

ヌ タンブラー

ル 切断機(といしを用いるものに限る。)

二 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

(注;クーリングタワーの送風機も含まれる。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)

ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)

六 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

七 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)

ハ 碎木機

ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

八 抄紙機

九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

### 振動規制法施行令 別表第一（第一条、第三条関係）

一 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ せん断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）

ニ 鍛造機ホワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）

二 圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

五 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。）

六 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）

七 印刷機械（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）

八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。）

九 合成樹脂用射出成形機

十 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）